

公共事業評価の概要

事前評価

- 平成29年度から実施
- 事業の必要性等を判断
- 国の要領等で事前評価の実施が規定されている事業が対象

再評価

- 平成12年度から実施
- 事業の中止、継続等を判断
- 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の公共事業等が対象

事後評価

- 平成28年度から実施
- 事業完了後の事業の効果の確認等
- 国の要領等で事後評価の実施が規定されている事業等が対象

今回の評価対象

事業評価実施フロー

事前評価、再評価及び事後評価の案の作成【事業担当課】

佐賀市公共事業評価監視委員会

【事前評価の視点】

- ①事業の必要性
- ②事業の有効性
- ③事業の効率性

【再評価の視点】

- ①事業の必要性等
- ②事業の進捗の見込み
- ③コスト縮減や代替案立案等の可能性

【事後評価の視点】

- ①事業効果の発現状況
- ②目標の実現状況
- ③改善措置の必要性

必要な対応方針の決定【事業担当課】※委員会の意見尊重

ホームページで評価結果公表